

■令和3～5年度 所得段階別介護保険料

段階	対象者	年額保険料
第1段階	・世帯全員が住民非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方 ・生活保護の受給者	35,700円 ※(21,420円)
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が80万1円以上120万円以下の方	46,410円 ※(35,700円)
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が120万1円以上の方	49,980円
第4段階	・本人が住民税非課税（世帯内に住民税課税者がいる場合）で、合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方	64,260円
第5段階 (基準額)	・本人が住民税非課税（世帯内に住民税課税者がいる場合）で第4段階以外の方	71,400円
第6段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満の方	85,680円
第7段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	92,820円
第8段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	110,670円
第9段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	124,950円
第10段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	139,230円
第11段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が500万円以上600万円未満の方	153,510円
第12段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が600万円以上700万円未満の方	167,790円
第13段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が700万円以上800万円未満の方	182,070円
第14段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が800万円以上900万円未満の方	196,350円
第15段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が900万円以上の方	210,630円

※第1段階・第2段階の保険料は、消費税による公費により軽減されています。

※合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額のことで、第1～5段階の人は「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。第6段階以上の合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。